

令和4年 第10回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年10月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時40分 会長
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	欠席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	出席
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	欠席	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席： 9名 欠席： 2名 計： 11名
 農地利用最適化推進委員 出席： 10名 欠席： 1名 計： 11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長	<p>皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第10回会議を開きます。</p> <p>会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に9番委員並びに11番委員を指名いたします。</p> <p>会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務</p>

	<p>局より説明をお願いします。</p> <p>受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇△△△番地 〇〇 〇 〇 土地の所在 大字〇字〇〇〇△△△番△ 畑 1筆 488㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 12 3.38㎡ 1階建て 取得状況 平成21年5月18日 相続 仮登記 有 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から3m 仮登記権者の 同意あり</p> <p>4ページをご覧ください。場所は大字〇字〇〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は〇〇町に中古住宅を購入して妻と同居していたが、トラブルがあり町内 にある妻の息子の家に同居していました。いつまでも居座ることもできないた め、町内の申請地を購入して自己用住宅の建設を計画したとのことです。</p> <p>道路接続については、申請地南の県道に水道と排水を接続するとのことです。 建物は新築1階建て、建築面積は123.38㎡の予定です。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p> <p>5条の番号1を審議いたします。農業委員4番より補足説明をお願いします。</p> <p>4番委員 先日申請人から連絡があり、現地確認をしました。出入口は高さがあり心配で したが、土盛りをするとのことですので特に問題はないと思います。ご審議の程 よろしくをお願いします。</p> <p>議 長 次に推進委員の東兎玉4番より意見がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員 先日現地確認してきました。高さが気になりましたが土盛りをするとのこと 東兎玉4番 ですので問題はないと思います。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議 長 他に推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。松久1番</p> <p>推進委員 1m以上土盛りをするとのことですが、北側農地との境はコンクリート等打つ 松久1番 予定はありますか。</p>
--	--

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	5 ページの配置図をご覧ください。申請地北側にはL型の5 5 cmの土留めを作り、斜めに勾配をつける計画とのことです。
議 長	他に推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5 番委員
5 番委員	県道からみてどのくらい土盛りを行うのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	県道と同じ高さまで土盛りを行うとのことです。北側につきましては斜めに勾配をつけるとのことです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。6 番委員
6 番委員	申請地に隣接している△△△番△と△△△番△は、渡人の農地ですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	△△△番△は渡人の農地で、△△△番△は違う方の農地とのことです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。1 番委員
1 番委員	土留めですが、北側は斜めに勾配をつけるとのことです、西側は勾配をつけ

	<p>るのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>西側については、高さ1.5mの土留めを作り、特に勾配はつけないとのこと です。</p>
議 長	<p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。推進委員 松久1番。</p>
推進委員 松久1番	<p>斜めに勾配をつけて北側に土が流れないのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>土砂崩れにつきましては、安定勾配ということで少し余裕をもっているとのこ とです。</p>
議 長	<p>他に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許 可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△</p>

〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番△ 田 1筆 78㎡ 転
用目的 住宅敷地拡張 権利内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設
カーポート・物置 47.63㎡ 取得状況 平成14年6月28日 相続 仮
登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和4年
9月6日 農用地（青地）から除外

6ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇字〇〇地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は申請地東隣に妻と子供の3人で暮らしています。すぐ東には親世帯の住
宅があり2人が暮らしています。

親世帯を含め5人すべてが車を所有しており、住宅敷地が手狭になったため敷
地拡張して物置と3台用のカーポートを設置するとのことです。

3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議 長 5条の番号2を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いします。

1番委員 先日申請人から連絡があり、現地確認しました。特に問題ないと思います。ご
審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 次に推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がな
いようですから、次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許
可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。

<p>事務局</p>	<p>受人 ○○市△丁目△番△△号 ○○ ○○ 渡人 ○○○○市○○区○○○ △丁目△△番△△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ △△△番△ △△△番△ 畑 3筆 431㎡ 転用目的 自己用住宅 権利 内容 所有権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 89.85㎡ 2階建て 取得状況 平成9年11月4日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農 地 農用地区域外 宅地に接続</p> <p>8ページをご覧ください。場所は大字○○字○○○地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は○○市の実家に両親と妻、子供2人の6人で暮らしています。 子供も増え両親から独立するため住宅を計画したとのことです。 計画敷地内の道は払い下げ申請を行っており、担当課からも問題ないと聞いて おり、払い下げ面積は27.39㎡とのことです。道路接続については、申請地 東に上下水道を接続するとのことです。</p> <p>建物は新築2階建て、建築面積は89.85㎡の予定です。</p> <p>3ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>5条の番号3を審議いたします。こちらは私の担当地区ですので補足説明しま す。</p> <p>先日連絡があり、現地確認しました。周りも住宅地ですので特に問題はないと 思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。</p>
<p>推進委員 大沢1番</p>	<p>先日現地確認しました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしくお 願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がな いようですから、次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。5番委員</p>

5 番委員	なぜ払下げをするのか理由を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地の真ん中に町の道がありますが、申請人はそこも一体利用したいとのことで払い下げするようです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。1 番委員
1 番委員	道の面積と町はいくらで払い下げするのか参考に教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	面積は△△△㎡で△△△円で払い下げするとのことです。
議 長	他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。
	5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 ～番号 3 の案件につきましては許可相当と議決されました。

議 長	<p>第2号議案 農用地利用配分計画（案）の意見について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用配分計画（案）について説明させていただきます。</p> <p>こちらについては、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を農地中間管理機構から耕作者へ配分、または既に集積してある農地を再配分する計画の（案）になります。</p> <p>今回は、既に集積してある農地を再配分する計画になります。</p> <p>農用地利用配分計画ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律の19条で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。</p> <p>議案書11ページが沼上地区の配分計画案となっております。</p> <p>内容につきましては、以前の中間管理機構から借り受けていた方から新たな耕作者に再配分する計画になります。</p> <p>以上、第2号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>他に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。6番委員</p>
6番委員	<p>〇〇さんは美里町で広く耕作されている方ですが、規模縮小する意向なのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>〇〇さんは、年齢も高齢になってきたため徐々に規模減らし、他の農業者の方に任せていきたいとのこと。</p>

議 長	<p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、意見なしと決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かせていただきます。慎重審議ありがとうございました。本日は会長代理欠席のため以上をもちまして、第10回の農業委員会総会を終了します。</p>
-----	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月25日

議 長

署名委員

署名委員